

青森県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 七年 六月三十日

青森県後期高齢者医療広域連合長

西秀記

青森県後期高齢者医療広域連合条例第八号

青森県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

青森県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例（平成十九年青森県後期高齢者医療広域連合条例第十二号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第十九条第三項」を「第十九条第六項」に改め、「及び第二項の」を「から第三項まで及び第五項の」に改める。
第二条第三号の次に次の一号を加える。

四 非常勤職員であつて、次のいずれかに該当するもの以外の非常勤職員

イ 次のいずれにも該当する非常勤職員

(1) その養育する子（法第二条第一項に規定する子をいう。以下同じ。）が一歳六箇月に達する日（以下「一歳六箇月到達日」という。）（当該子の出生の日から第三条の二に規定する期間内に育児休業をしようとする場合にあっては当該期間の末日から六月を経過する日、第二条の四に規定する場合に該当する場合にあっては当該子が二歳に達する日）までに、その任期（任期が更新される場合にあっては、更新後のもの）が満了すること及び引き続いて任命権者を同じくする職（以下「特定職」という。）に採用されないことが明らかでない非常勤職員

(2) 勤務日の日数を考慮して規則で定める非常勤職員

ロ 次のいずれかに該当する非常勤職員

(1) その養育する子が一歳に達する日（以下「一歳到達日」という。）（当該子について当該非常勤職員が第二条の三第二号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の一歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日。以下(1)において同じ。）において育児休業をしている非常勤職員であつて、同条第三号に掲げる場合に該当して当該子の一歳到達日の翌日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

(2) その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であつて、当該任期を更新され、又

は当該任期の満了後引き続き特定職に採用されることに伴い、当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日の翌日又は当該採用の日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

第二条の二の次に次の二条を加える。

(法第二条第一項の条例で定める日)

第二条の三 法第二条第一項の条例で定める日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日とする。

一 次号及び第三号に掲げる場合以外の場合 非常勤職員の養育する子の一歳到達日

二 非常勤職員の配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)が当該非常勤職員の養育する子の一歳到達日以前のいずれかの日において当該子を養育するために法その他の法律の規定による育児休業(以下「配偶者育児休業」という。)をしている場合において当該非常勤職員が当該子について育児休業をしようとする場合(当該育児休業の期間の初日とされた日が当該子の一歳到達日の翌日後である場合又は当該配偶者育児休業の期間の初日前である場合を除く。) 当該子が一歳二箇月に達する日(当該日が当該育児休業の期間の初日とされた日から起算して育児休業等可能日数(当該子の出生の日から当該子の一歳到達日までの日数をいう。)から育児休業等取得日数(当該子の出生の日以後当該非常勤職員が労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)第六十五条の規定により勤務しなかった日数と当該子について育児休業をした日数を合算した日数をいう。)を差し引いた日数を経過する日より後の日であるときは、当該経過する日)

三 一歳から一歳六箇月に達するまでの子を養育する非常勤職員が次に掲げる場合のいずれにも該当する場合(当該子についてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしている場合であつて、規則で定める特別の事情がある場合にあつてはハに掲げる場合に該当する場合) 当該子の一歳六箇月到達日

イ 当該非常勤職員が当該子の一歳到達日(当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする配偶者育児休業の期間の末日とされた日が当該子の一歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日(当該育児休業の期間の末日とされた日と当該配偶者育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日)の翌日(当該配偶者がこの号に掲げる場合

又はこれに相当する場合に該当して配偶者育児休業をする場合にあつては、当該配偶者育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合

ロ 当該子について、当該非常勤職員が当該子の一歳到達日（当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の一歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日）において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の一歳到達日（当該配偶者が同号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当してする配偶者育児休業の期間の末日とされた日が当該子の一歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日）において配偶者育児休業をしている場合

ハ 当該子の一歳到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として規則で定める場合に該当する場合

ニ 当該子について、当該非常勤職員が当該子の一歳到達日（当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の一歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日）後の期間においてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしたことがない場合

（法第二条第一項の条例で定める場合）

第二条の四 法第二条第一項の条例で定める場合は、一歳六箇月から二歳に達するまでの子を養育する非常勤職員が次に掲げる場合のいずれにも該当する場合（当該子についてこの条の規定に該当して育児休業をしている場合であつて規則で定める特別の事情がある場合にあつては第二号及び第三号に掲げる場合に該当する場合）とする。

一 当該非常勤職員が当該子の一歳六箇月到達日の翌日（当該非常勤職員の配偶者がこの条の規定に該当し、又はこれに相当する場合に該当して配偶者育児休業をする場合にあつては、当該配偶者育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合

二 当該子について、当該非常勤職員が当該子の一歳六箇月到達日において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の一歳六箇月到達日において配偶者育児休業をしている場合

三 当該子の一歳六箇月到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合と

して規則で定める場合に該当する場合

四 当該子について、当該非常勤職員が当該子の一歳六箇月到達日後の期間においてこの条の規定に該当して育児休業をしたことがない場合

第十九条を次のように改める。

第十九条 法第十九条第一項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

一 法第十七条の規定による短時間勤務をしている職員

二 勤務日の日数を考慮して規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法第二十二條の四第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。次条において同じ。）

第二十條の見出し中「部分休業」を「第一号部分休業」に改め、同条第一項を次のように改める。

法第十九條第二項第一号に掲げる範囲内で請求する同条第一項に規定する部分休業（次項及び第三項において「第一号部分休業」という。）の承認は、三十分を単位として行うものとする。

第二十條第二項中「（昭和二十二年法律第四十九号）」を削り、「部分休業」を「第一号部分休業」に改め、同条に次の一項を加える。

3 非常勤職員に対する第一号部分休業の承認については、一日につき、当該非常勤職員について一日につき定められた勤務時間から五時間四十五分を減じた時間を超えない範囲内で（当該非常勤職員が労働基準法第六十七條第一項の育児時間又は勤務時間条第十五條の二第一項の介護時間を承認されている場合にあっては、当該五時間四十五分を減じた時間を超えない範囲内で、かつ、二時間から当該育児時間及び当該介護時間の時間を減じた時間を超えない範囲内で）行うものとする。

（第二号部分休業の承認）

第二十條の二 法第十九條第二項第二号に掲げる範囲内で請求する同条第一項に規定する部分休業（以下この条において「第二号部分休業」という。）の承認は、一時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、それぞれ当該各号に定める時間数の第二号部分休業を承認することができる。

一 一回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であつて、当該勤務時間の全てについて承認の請求があつたとき 当該勤務時間の時間数

二 第二号部分休業の残時間数に一時間未満の端数がある場合であつて、当該残時間数の全てについて承認の請求があつたとき 当該残時間数

(法第十九条第二項の条例で定める一年の期間)

第二十条の三 法第十九条第二項の条例で定める一年の期間は、毎年四月一日から翌年三月三十一日までとする。

(法第十九条第二項第二号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間)

第二十条の四 法第十九条第二項第二号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。

一 非常勤職員以外の職員 七十七時間三十分

二 非常勤職員 当該非常勤職員の勤務日一日当たりの勤務時間数に十を乗じて得た時間

(法第十九条第三項の条例で定める特別の事情)

第二十条の五 法第十九条第三項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の同条第二項の規定による申出時に予測することができなかった事実が生じたことにより同条第三項の規定による変更をしなければ同項の職員の小学校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生じると任命権者が認める事情とする。

第二十一条第一項中の「部分休業」を「法第十九条第一項に規定する部分休業（次項において「部分休業」という。）」に改め、同項の次に次の一項を加える。

2 部分休業をしている非常勤職員の給与については、前項の規定の適用を受ける職員との権衡を考慮し、予算の範囲内で任命権者が定める。

第二十二条を次のように改める。

第二十二条 法第十九条第六項において準用する法第五条第二項の条例で定める事由は、職員が法第十九条第三項の規定によ

る変更をしたときとする。

第二十三条を第二十四条とし、第二十二條の次に次の一條を加える。

(妊娠又は出産等についての申出があつた場合における措置等)

第二十三条 任命権者は、職員が当該任命権者に対し、当該職員又はその配偶者が妊娠し、又は出産したことその他これに準ずる事實を申し出たときは、当該職員に対して、育児休業に関する制度その他の事項を知らせるとともに、育児休業の承認の請求に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 任命権者は、職員が前項の規定による申出をしたことを理由として、当該職員が不利益な取扱いを受けることがないようにしなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和七年十月一日から施行する。

(経過措置)

2 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号）第十九条第一項の規定により、同条第二項第二号に掲げる範囲内において、この条例の施行の日から令和八年三月三十一日までの間における部分休業の承認の請求をする場合におけるこの条例による改正後の青森県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例第二十條の四の規定の適用については、同条第一号中「七十七時間三十分」とあるのは「三十八時間四十五分」と、同条第二号中「十」とあるのは「五」とする。